

大情審答申第 432 号
平成 29 年 2 月 21 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年10月11日付け大城保生第4460号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成 28 年 8 月 14 日付け大城保生第 4327 号により行った公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 28 年 8 月 12 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、次の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

記

「納入義務者〇〇に送付のあった債務承認書（平成 28 年 3 月 7 日付け）督促状（平成 28 年 6 月 20 日付け及び平成 28 年 7 月 22 日付け）に記載されている

生活保護法第 78 条を適用した根拠が記載された文書

世帯主〇〇が故人となっているにも関わらず、世帯主欄に記載することの根拠が記載された文書

納入義務者〇〇に送付のあった債務承認書（平成 28 年 3 月 7 日付け）に記載されている

滞納期間が平成 22 年 11 月の 1 か月のみに関わらず、債務残高が 2,871,000 円と高額になる根拠が記載された文書

債務残高 2,871,000 円の積算内訳が記載された文書

滞納期間が平成 22 年 11 月であるとして（平成 22 年 11 月であるにも関わらず）債務承認書への記載・捺印をすることを求める文書が平成 28 年 3 月 7 日付けであり、5 年以上も経過してからの送付であることの理由が記載された文書」

2 本件決定

実施機関は、本件請求を拒否する理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「本件請求には特定個人名が記載されており、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定個人に係る生活保護を受給していた事実の有無等、条例第 7 条第 1 号に規定する『個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報』を公開することとなるため、条例第 9 条により、本件請求を拒否する。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 9 月 5 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 私は、次の理由により、本件決定を不服とし、審査請求を行う。
- 2 審査請求人宛ての督促状（以下「督促状」という。）に、納入事由として生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 78 条による費用の徴収が記載されているが、債務の内容が不明である。債務の積算内訳、債務となる期間及び生活保護法第 78 条を適用する具体的な根拠等を示し、債務者が債務の内容を理解、納得した上で支払いに応じるようにすべきである。
- 3 納入事由として記載されている生活保護法第 78 条による費用の徴収が、生活保護と障害年金の重複受給によるものであるとすれば、当時、城東区役所の窓口で重複受給した場合は返還が必要との説明は一切なく、しおりを受け取っただけであり、法律に疎い一般市民に対して、重要事項の説明を欠いていたのではないか。
当時の城東区役所の窓口での説明において、生活保護費の返還について聞かされておらず、5 年余りも経過してから平成 28 年になって、理由もなく、督促状が送られても、支払いには応じられない。
- 4 私は、生活保護の受給について生活保護法第 78 条にある「不実の申請その他不正の手段」を行ったことはなく、また、「偽りその他不正の行為」を行ったこともない。生活保護法第 63 条を適用せずに、第 78 条を適用したという根拠について、納得のできる説明を文書でしてほしい。

- 5 督促状には、前夫の氏名が記載されているため、現夫がこの督促状の文面を見たことにより、私は離婚の不安を抱えて暮らしている状況である。城東区は、私の事情を考慮した対応をとっていただきたい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求は、審査請求人の生活保護費の返還に関する公文書の公開を求めたものである。

本件請求に関しては、本件請求に係る公文書を実施機関が保有しているか否かを答えることにより、特定の個人が生活保護費を受給していた事実の有無等を明らかにすることになる。

また、条例第7条第1号では個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記載等により特定の個人を識別することができるものについては、非公開とすることとしており、特定の個人が生活保護費を受給していた事実の有無は、条例第7条第1号本文に該当し、また、その性質上、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとして、条例第9条に基づき、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、第7条各号に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。

もちろん、具体的判断にあたっては、以上の規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）について、その存否を答えることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとして、条例第9条に基づいて本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとして条例第9条に基づきなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第9条の基本的な考え方

条例第9条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号（非公開情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

しかしながら、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書公開請求権を侵害することになりかねない。したがって、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を条例第7条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めなければならないと解される。

本条が適用されるためには、特定の個人を名指しして、または特定の事項（場所や分野）を限定して公開請求がなされているため、非公開決定等を行い、あるいは当該公文書が不存在であることを理由に非公開決定を行い、請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること（以下「要件1」という。）及び当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること（以下「要件2」という。）の2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(2) 要件1 該当性について

本件請求は、審査請求人が、生活保護法第78条に基づき、債務を負担していることを前提として、実施機関が保有する公文書の公開を求めるものであるところ、実施機関が本件決定以外の公開決定等を行えば、審査請求人が、生活保護法第78条に基づき、債務を負担しているか否かという情報（以下「本件情報」という。）が明らかとなることから、要件1に該当すると認められる。

(3) 要件2 該当性について

ア 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報...であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの...又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規

定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例...の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等...である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

イ 本件情報の条例第7条第1号該当性について

本件情報の内容を踏まえると、本件情報が条例第7条第1号本文に該当することは明らかであり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件情報は、条例第7条第1号に該当すると認められることから、要件2に該当する。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本団、委員 玉田裕子、委員 村田尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成28年度諮問受理第26号

年 月 日	経 過
平成28年10月11日	諮問
平成28年10月20日	実施機関から弁明書の提出
平成28年11月22日	審査請求人から反論書の提出
平成29年1月19日	審議(論点整理)
平成29年2月2日	審議(答申案)
平成29年2月21日	答申